

## ■令和2年度分住民税の申告について

確定申告の受け付けと併せて同会場にて、住民税の申告の受け付けを実施します。

1月1日現在、下川町に住所のある人は、確定申告受付期間内に令和元年中の所得や各種控除などの住民税の申告をしてくださいます。ただし、確定申告をされた人などは、住民税の申告は不要です。

なお、住民税の申告書は、住民税の課税資料となるほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料（第1号被保険者）の申告資料にもなることから、各制度において申告の対象となる人は、必ず申告をしてくださいます。そのほか、保育料、高額療養費の自己負担限度額、各種医療費助成制度の区分判定などに所得額などの提示が必要な人や、所得の証明が必要な人なども申告が必ずです。

また、提出される申告書にはマイナンバーの記載が必要です。

■平成31年度税制改正による、『個人住民税・子どもの貧困に対応するための非課税措置』については、令和3年度（令和2年1月1日からの所得）以後の個人住民税から適用されます。適用を受けるには申告が必要ですので、忘れずに申告ください。

### 「制度内容」

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親（単身児童扶養者）の人に対し、個人住民税を非課税とする措置。

### 給与所得者

「令和2年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」：給与支払者へ提出

### 公的年金等受給者

「令和2年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」：公的年金等支払者へ提出

### 右記以外の所得者

「令和2年分以後の確定申告書」、「令和3年度（令和2年分所得）分以後の住民税申告書」：税務署又は下川町へ提出  
※税制改正により、変更が生じる場合があります。

### ■法人番号の活用について、活用方法のご紹介

社会保障・税制度の効

率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。個人番号（マイナンバー）や法人番号は、平成28年1月から順次利用が開始されています。

国税庁法人番号公表サイトでは、「法人番号」「商号又は名称」「所在地」などの、法人等の基本3情報を調べることができます。

法人番号の最新情報など、詳しくは、国税庁ホームページの特設サイトを「ご確認ください」。

### ■お問い合わせ

税務住民課

☎ 4-2511

内線 114

☆ 4-251103

名寄税務署

☎ 01654-2157



## 子ども相談支援センター 相談窓口のお知らせ

いじめや不登校、体罰などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなど相談してください。

### ● 電話相談

☎ 0120-3882-56  
(無料、毎日24時間対応)

### ● メール相談

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp  
※急ぎの場合は電話相談を利用してください。

### ● 来所相談

(10~16時、土日・祝日、年末年始はお休みです。)  
子ども相談支援センター  
札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階  
※上記の電話相談で予約してください。

※ センターのWebページに、「子ども相談支援センターへの相談事例」を掲載しています。次のURLからご覧ください。  
URL: <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/soudanjirei.pdf>